

介護保険は支え合いの制度です

介護保険料納入通知書を発送します

65歳以上の人へ7月12日(水)に令和5年度介護保険料納入通知書を発送します。

◆保険料の納め方

【特別徴収（年金からの天引き）】
○65歳以上の人
※40～64歳の方は、加入している医療保険料と一括納付です。

【普通徴収】
○65歳になった直後の人
○老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
○他市町村から転入した直後の人
○年度当初（4月1日現在）に年金を受給していなかった人
○年度途中で保険料の所得段階が変更になった人

【特別徴収（年金からの天引き）】
○65歳以上の人
※40～64歳の方は、加入している医療保険料と一括納付です。

◆保険料の減免・徴収猶予

災害にあったときや、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人は、申請することにより保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

よくある質問

Q サービスを利用しなくても、保険料を納めるのですか？

A 介護保険は支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は保険料を納めなければなりません。現在、サービスを利用していなくても、必要になった時に安心して利用できるよう、保険料を納めましょう。

Q 保険料を納めないとうなりですか？

A 特別な事情がない人が保険料を納めないでいると、督促手数料や延滞金がかかります。また、滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。



◆被保険者証

65歳になる人へ、誕生日（1日生まれの人は誕生日の前月）にピンク色の被保険者証を送ります。



8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新（変更）認定申請中の人は、認定結果に同封します。

◆介護保険負担限度額認定証

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日(月)までです。8月1日(火)以降も引き続き認定が必要な人は、6月下旬に郵送した更新申請書で申請してください。※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までに抑え、負担を軽減するものです。

◆介護保険負担割合証

現在、介護認定を受けている人がお持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日(月)までです。要介護・要支援認定をお持ちの人には、8月1日(火)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月下旬に発送します。なお、

【問い合わせ】

介護高齢福祉課
TEL 26・3030 FAX 26・3050
E-mail kaigo@city.iga.g.jp



75歳以上の皆さんへ

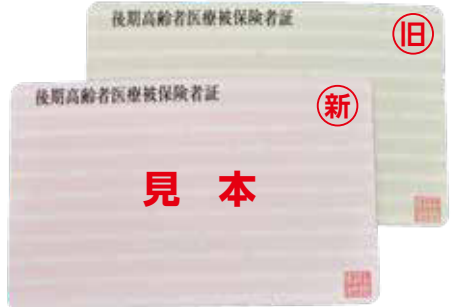
後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、生活保護受給の人を除く75歳以上のすべての人が被保険者です。65歳以上で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた場合も加入できます。詳しくはお問い合わせください。

◆被保険者証が変わります

7月中旬に新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合を確認してください。

現在の被保険者証（若草色）は8月1日以降使用できませんので、ご注意ください。



◆自己負担割合について

医療機関などを受診し保険証を提示した場合の自己負担割合は次のとおりです。

- 一般・低所得者 1割
- 一定以上の所得のある人 2割
- 現役並み所得者 3割

◆限度額適用認定証等の交付について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代も減額されます。

認定証の交付には申請が必要です。現在交付を受けている人で所得区分に変更がない場合は、自動更新となり7月下旬に認定証を郵送します。

◆保険料をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。昨年度と納付方

法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金からの天引き（特別徴収）ですが、次の人は納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。
○年金の受給額が年額18万円未満の場合

○介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合
※年度途中で75歳になる人は資格取得後半年から1年間は納付書払いで、その後、年金天引きに自動的に切り替わります。

【特別徴収の人】

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の天引き予定額を確認してください。納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は保険年金課へお問い合わせください。

【普通徴収の人】

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
TEL 059・221・6883/6884
○保険年金課 TEL 22・9660 FAX 26・0151
E-mail hoken@city.iga.g.jp



◆保険料は納期限内に納めましょう

納期限を過ぎても納付がない場合は督促状を送付します。

◆納付書払いから

□口座振替に変更できます

□口座振替を希望する金融機関またはウェブで手続きをしてください。75歳になる前まで国民健康保険税が□口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは□口座情報は引き継ぎませんので、改めて□口座振替の手続きが必要ですよ。

◆保険料の減免・徴収猶予

災害にあったときや、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人は、申請することにより保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。詳しくは、ご相談ください。